

各國のトピックス

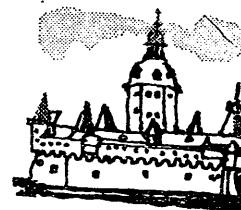
公的福祉制度改正に かんする最近の動き

(アメリカ)

公的扶助制度の大幅改正に関する昨年の政府法案は、種々の社会的、政治的、経済的見地から成立の是非をめぐって賛否両論激しく戦われるなかで、審議は難航しながらも下院を通過したが上院において成立一歩手前にして会期切れを迎ってしまったのであった。この間ニクソン政権は経済社会政策として、インフレの克服をめざし、インフレの増進を抑える手段として経済成長を抑えるという方法をとった。具体的には財政金融支出の幅を縮小させ賃金物価の安定を図ろうとしたのであったが、その結果、経済成長率は予定通り下降したが、物価はかえって上昇するという予想外の事態になっている。しかも経済成長率

の下降に伴なう失業率は非常に高く、国際収支の悪化に伴なうドル危機というアメリカ経済最大のピンチを招来してしまった。

当然、公的扶助の受給者数は増加し、ニクソン大統領が初めて公的扶助制度の大幅改革を提案して以来、今年の春までに受給者数は約300万人増加し年間支出は17億ドル上昇するといった状態である。政府は昨年会期切れで審議未了となった公的扶助制度改正に関する法案を今会期も再度提出しており、現在同法案は下院審議を経て上院審議に付託されている。法案内容は基本精神は変っておらず、扶助の額に多少変更がある程度であるが、今後の審議において如何に修正されるか、政府



や議会の関係筋もこれについては現在のところ全く予想できない状態だという。

一方、現行制度の混乱のため、公的扶助関係の訴訟事件が最近増えている。これらの事件の判決が現在進行中の法案に反映するかは興味深い問題である。

最近の公的扶助関係訴訟

最近の判決で共通していることは、アメリカ国内の裁判所はすべて、受給者側に有利な判決を行なっているということである。この8月、バッファローの連邦巡回裁判所は、ニューヨーク州の受給資格に関する一年間の居留期間の要件は「合衆国憲法修正第14条の平等の保護をうける基本的人権」に反するものだと判決した。ニューヨーク州司法長官はこの判決を不服とし、連邦最高裁に上訴すると語っているが、1969年に連邦最高裁は、公的扶助受給資格要件としての居留期間を移転の権利および平等の保護をうける権利に違反するものと判決しているので、彼の上訴は成功するとは思われがたい。

7月にはコネチカット州のハートフォード

の連邦裁判所は、コネチカット州の1年間の居留要件は違憲であると判決している。

またニューヨーク州法は、支出を抑えるために、公的扶助受給者ではない「医療的貧困者」に対する医療扶助の削減を行なう意図の改正がなされた。これを不服とする訴訟に対する裁判所の判決がまだだされていないので、同法は施行日の5月15日には発効していない。

ニューヨーク州の他の法律についても訴訟が起っている。その1つにAFDCの受給者または州および地方財政にもとづくHome Reliefの受給者で「就労可能者」は就職するまで、州職業安定所から扶助小切手をチェックされて渡されるという法律に対する訴訟がある。バッファローの連邦第一審裁判所のJohn T. Curtain判事は仮処分として、正式判決ができるまでは受給者は元通り扶助小切手を郵送されるものとしている。

さらに扶助受給者の権利拡張活動ともみられる一連の訴訟活動において、シカゴの連邦裁判所は、今年、三番目の子供の父親を明らかにすることを拒否した理由で母親は扶助資

格を失うことにはならないと判決した。

カリフォルニア州においては州最高裁は、州は前に定めた計画にしたがって扶助額を引上げねばならないと判決している。判決にしたがえば、4人家族は月額221ドルの扶助が270ドルに引上げられることになり、州全体で該当支出は1億5,000万ドルに増加することになった。

ネバダ州では、州公的福祉局長は、不正申告の多いAFDCの受給者から5,000人を減じた。しかしながら3月にはネバダ裁判所は、その5,000人については公的福祉局長が受給者を減らすための公聴会を聞くことを怠ったことを理由に元通り受給者に加えられねばならないと判決した。だがネバダの公的福祉省は不正申告の疑いのある受給者を告訴する計画を目下推進中である。

今年初め、カリフォルニア州最高裁判事による全員一致の判決(Ramas v. the County of Madera事件)は、公的福祉省の不当な行為によって損害を与えられた場合、受給者は扶助小切手を戻して貰えるのみならず、こうむった損害についても弁償して貰うよう当局

に訴えることができるという原理をうちたてたものであった。この判決は公的福祉省に対する一層の脅威となっている。

このように一連の訴訟事件を通じて、アメリカの法律家達の動きは、事実上、扶助受給者の増加と支出の増大とを促進させ、結局のところアメリカ経済の硬直を招いているともいえるかもしれない。

新改正法案の審議

さて現在上院審議に付されている公的扶助の改正に関する新法案は、前述の経済政策のピンチと法廷判決の現状等の困難な背景のもとに審議が慎重に進められているが、今年成立の見通しについては明るい。

新法案の主要骨子は次の通りである。

1. 社会保障諸給付は5%を引上げる
2. 当分の間、連邦扶助基準を標準4人家族で2,400ドルとする
3. 扶助受給家族の就労可能な成人が、就労または職業訓練の参加を拒否した場合、扶助を打ち切りとする
4. 働らく貧困者に対して若干の金銭給付を

提供する。

下院歳入委員会は、6月22日に288対132で新法案を可決した。その後上院財政委員会の公聴会が開かれているが、そこで政府見解と上院財政委員会のメンバーの見解との基本的な相違が除かれた。法案をめぐる両者の見解の相違は主に次の諸点について起っていた。

1. プログラムの費用
2. 法制定によって増加になる受給者数
3. 就労奨励規定の適否
4. プログラムに関連し260万人に政府が実際に職業訓練の参加・就職を促進できるか
5. 公的扶助受給対象児童の未婚の父親をもプログラムは対象とすべきか否か

ラッセル・ロング上院財政委員長は、下院通過の若干の規定については満足しているが、公的扶助関係条項については鋭い批判を加え、4人家族に対する2,400ドルの連邦最低扶助基金は受給者数を2倍にし、現行公的扶助制度全体の改善よりもむしろ改悪するものだと攻撃した。

受給者数については、現在も増大の一途を辿っている。この6月に政府は1971年2月現

在で約1,000万人がAFDCにもとづく金銭給付をうけていると発表したが、この数字は昨年よりも29.9%高くわずか4年前に比較して2倍になっている。

Barry Goldwater（共和党・アリゾナ州選出）上院議員は、受給者数の増大について、保健・教育・福祉省の見積りにもとづき「1970年間の公的扶助・社会保障および類似諸給付の支出は約320億ドル（1969年より50億ドル増）であり、1971年における同支出は約360億ドルになるかもしれない」と警告した。

多くの州で支出の上昇がみられ、数州では予算の削減を行なっている。7月上旬、AP通信は1971年に10州が公的扶助費の削減を行なっており、別に12州が削減を考慮中であると報じた。

新法案の相当部分は公的扶助関係条項であり、これをめぐって進歩・保守の両派が種々の角度から批判を加えている。進歩派の主な攻撃点は、連邦最低扶助基準の2,400ドルを2,800ドルに引上げるべきだと論じている。また貧困な単身者および子供がすでに受給対象になっているために、子供のない貧困夫婦

世帯とみなされている者をも対象に加えることを望んでいる。さらに連邦政府が公的扶助プログラムの全費用を負担することを望んでいる。

一方、保守派の懸念は、新法案は受給者数を減らすことを助成するものであるとしても、実際には受給者数を増大させるものだという点である。また連邦支出の増大には反対である。

就労可能な受給者に対する就労奨励規定が適切でないとみるむきもある。だがこれに対してOEOのFrank Carlucci長官は、就労可能な受給者は非常に少ないと言語り、最近のOEOの調査によれば就労可能な受給者は全体の1%以下であると説明した。なお、この受給者の本性を怠惰とする全般的な誤解が、昨年の法案を致命的に葬ったのであると付言した。

上院審議が予定通りに運べば、11月1日頃法案は上院本会議に付されることになろう。

政府の経済政策の失敗から、共和党政権は、政権担当の2年間すでに貧困者数はアメリカ全人口の約13%となっている。これに対

する議会側の批判は鋭く、民主党政権時代の、かつてニクソン候補が大統領選挙戦でジョンソン政権の失敗の主因として激しく攻撃した OEO の「貧困戦争プログラム」の拡充・復活を促す声すらあがっている。

いまやニクソン政権は、かかる事態の責任を問われており、收拾策の一つとしてこの法案成立にかける期待はみなみならぬものがある。しかし波乱が予想される上院審議において昨年同様会期切れで審議未了とならぬ様、すべてのアメリカ国民は現在法案審議の成行きを見守っている。

Christian Science Monitor, July 28, 31; Aug. 11 1971; U.S. News & World Report.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

保険の対象として 「背骨指圧療法」認可される



(アメリカ)

本当の医療かどうか大論争の末、先週凱歌は「指圧師」の方に上った。ニューヨーク州知事が指圧療法を健康保険給付の対象とする法案に署名した。これで、指圧療法師たちのめざす最終ゴールである連邦レベルでの専門職確立とメデケアとメデケイドのなかにこの療法を正式に認めることへの一步を大きく進めた、とみられる。

医学界では、伝統的に指圧師は「にせ医療」を行っているという見解をとってきている。科学的医療に反し、患者の治ゆをおくらせるという見解は保険者もとってきたのであるが、この法案通過による打撃はかくすべくもない。

しかし、1895年以来とられてきたこの「指圧」をうけるものは、1963~64年間だけでも全米で400万人とみられ、約2万人の指圧師

がいるものと予想される。

X線も用い、関節炎、ぜんそく、座骨神経痛、かぜ、頭痛、消化器疾患などの治ゆを薬なしに行なうのが特色である。指圧師になるためには2年の大学課程のあと、4年間の指圧学校を修了しなければならない。

指圧師側からの政治的圧力の存在もあるが、今日のアメリカ医療の状況、患者の医療への期待との関係もみのがせない。

New York Times Weekly,

July 18, 1971.

(前田信雄 国立公衆衛生院)